

# 後期高齢者医療制度

## 後期高齢者医療制度とは

平成20年4月から、現行の老人保健制度に変わり、後期高齢者医療制度が始まります。

現在、国民健康保険や社会保険などの医療保険に加入しながら、老人保健制度で医療を受けていますが、平成20年4月からは、これらを脱退し「後期高齢者医療制度」で医療を受けることとなります。

## 対象者

後期高齢者医療制度での対象者は、次の方です。

75歳以上の方（75歳の誕生日から資格取得）

65歳～74歳で一定の障がいの状態にあることにつき、広域連合の認定を受けた方（認定日から資格取得）

## 加入手続き

現在の老人医療受給者は、自動的に後期高齢者医療制度へ加入することになりますので、加入手続きは、必要ありません。

ただし、4月以降に65歳～74歳以下で一定の障がいにより後期高齢者医療制度に加入する場合は、役場へ申請が必要です。

## 保険料

保険料は、被保険者一人ひとりが負担能力に応じて公平に納めることになり、全員が等しく負担する「均等割」と、所得に応じて負担する「所得割」の合計となります。それぞれの保険料は、4月以降に送付する保険料決定通知書でお知らせします。

なお、現在加入している国民健康保険や社会保険などは脱退しますので、後期高齢者医療保険料のみを納めることとなります。

平成22・23年度における年間の保険料率	均等割額	44,192円
	所得割率	10.28%

年間保険料の算出方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{【均等割額】} \\ \hline 44,192 \text{ 円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{【所得割額】} \\ \hline (\text{前年の所得} - 33 \text{ 万円}) \times 10.28\% \\ \hline \end{array}$$

年間保険料の限度額は、50万円です。

所得の低い世帯の方は、均等割額が軽減されます。

## 保険料の納付方法

保険料の徴収は、4月から始まり介護保険料と同じく原則として年金から差し引いて納付されます。

ただし、年金の年額が18万円未満の方や、介護保険料との合計額が年金受給額の2分の1を超える方などは、納付書や口座振替などの方法で納付することになります。

なお、特別の事情がないまま保険料を滞納して1年が経過したときは、資格証明書を交付することがあります。この場合、医療機関にかかるときは、いったん医療費を全額支払うこととなります。

## 保険料の軽減

所得の低い世帯の被保険者は、世帯の所得水準に応じて、均等割が軽減されます。

総所得金額等の合計が下記の金額以下の世帯	軽減割合
33万円	7割
33万円 + 24万5千円 × 世帯に属する被保険者数 被保険者である世帯主を除く。	5割
33万円 + 35万円 × 世帯に属する被保険者数	2割

また、被用者保険（社会保険など）の被扶養者は、2年間所得割がかからず、均等割も半減され、かつ平成20年度は特例として次表のとおりに軽減されます。

	平成20年4月～平成20年9月	平成20年10月～平成23年3月
軽減割合	全額軽減	9割軽減

## 保険証交付の時期

被保険者証は、1人に1枚交付されます。

また、75歳になって被保険者となる方には、誕生日までに交付されます。

## 自己負担額

医療機関の窓口で支払う自己負担額は、老人保健制度と同様に、かかった医療費の1割です。ただし、現役並み所得者（ ）は、3割を負担します。

現役並み所得者とは、同一世帯に住民税の課税所得が145万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる方

また、次に該当する方は、申請し認定を受けると1割負担となります。

同一世帯に被保険者が1人のみの場合、被保険者本人の収入の額が383万円未満の方

同一世帯に被保険者が2人以上のみの場合、被保険者の収入の合計額が520万円未満の方

## 医療給付の内容

被保険者に支給する医療給付の種類は、次のとおりであり、今までの老人保健制度や国民健康

保険で支給されているものと基本的に同じです。

ただし、医療と介護の自己負担限度額が高額になる方の負担を軽減するため、新たに高額介護合算療養費が加わりました。

医療給付の種類	こんなときに受けられます	給付を受けるには
療養の給付	病気やけがの治療を受けたとき	医療機関で被保険者証を提示
入院時食事療養費	入院したときの食事	町民税非課税世帯の方は事前に役場へ申請が必要
入院時生活療養費	療養病床に入院したときの食事・居住費	
保険外併用療養費	利用者の選定による特別の病室の提供を受けたとき	申請は不要
訪問看護療養費	訪問看護サービスを受けたとき	
療養費	やむを得ず医療費の全額を自己負担したとき	役場へ申請が必要
特別療養費	資格証明書を受けている人が病気やけがの治療を受けたとき	
移送費	緊急の入院や転院で移送が必要になったとき	
高額療養費（ ）	1か月の患者負担が高額になったとき	
葬祭費	被保険者が死亡し、その方の葬祭を行ったとき	
高額介護合算療養費	医療と介護の自己負担額が高額になったとき	

#### 高額療養費の自己負担限度額（月ごと）

世帯区分		外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
現役並みの所得者		44,400円	80,100円＋（医療費総額－267,000円）×1%
一般の方		12,000円	44,400円
町民税非課税世帯	低所得者	8,000円	24,600円
	低所得者		15,000円

#### お問い合わせ

保健福祉課医療給付係

01466-2-4622

北海道後期高齢者医療広域連合

011-290-5601